

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
〔削る〕	第八条の二 各議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長は、国會開会中に限り、予算の範囲内で、議会雑費を受ける。ただし、日額六千円を超えてはならない。
第十一條 第三条から第六条まで（第四条の二を除く。）の規定は第九条の文書通信交通滞在費について、第九条第二項の規定は前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。この場合において、第三条及び第四条第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読み替えるものとする。	第十一條 第三条から第六条まで（第四条の二を除く。）の規定は第九条の文書通信交通滞在費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。この場合において、第三条及び第四条第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読み替えるものとする。